



安全・無事故は、私たちが絶対に果たさなければならない最優先の使命です。

また、企業の健全性と誠実性が強く求められる今日、社内外とのコミュニケーションを大切に次のとおり「運輸安全管理規程」に基づき輸送の安全確保を図ってまいります。

運輸安全マネジメント

- ・ [運輸安全管理規程](#) (PDF 123KB)

2025 年度運輸安全マネジメントの情報公開

SBS ロジコム株式会社
安全統括管理者 靄岡 征人

1. 輸送の安全に対する基本的方針（※重大事故0、人身事故0を固持する。）

- 1) 全従業員に対し、輸送の安全確保が最も重要であるという意識『安全最優先の原則』を徹底させ、その実現のために経営トップが主導的な役割を果たし、全社員が一丸となって取り組み、安全管理体制を構築し輸送の安全性の向上を図る。
- 2) 安全に対する基本方針及び輸送の安全に関する情報について積極的に公表し、全従業員に対して、策定された目標及び計画について周知の徹底を図り、安全意識の向上に努める。
- 3) 全従業員が関係法令及び関係社内規程等を遵守する。特に輸送の安全に関する法令及び運輸安全管理規程に定めた事項を遵守し、輸送の安全を確保する。
また、悪質違反（酒酔運転・酒気帯び運転・過労運転・薬物使用運転・無免許運転・無資格運転・過積載運行・最高速度違反・救護義務違反・ながら運転・あおり運転）を絶対にさせない。
さらに運転者の健康管理を徹底し、健康起因による事故を発生させない。
- 4) 安全管理体制の継続的改善を実施し、事故撲滅の徹底を図る。

2. 輸送の安全に関する目標

交通事故件数を前年比約 60%削減して 6 件とする。

2025 年度目標	3 件（前年度 8 件）
うち重大事故目標	0 件（前年度 0 件）
人身事故目標	0 件（前年度 1 件）
後退事故目標	0 件（前年度 3 件）

3. 2023 年度自動車事故報告規則第 2 条に基づく事故統計

事故類型	転覆	転落	火災	踏切	死傷
発生件数	0	0	0	0	0
事故類型	危険物	疾病	車両故障	その他	合計件数
発生件数	0	0	0	0	0

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- ・[運輸安全マネジメント安全管理体制](#)（PDF 40KB）

5. 輸送の安全に関する重点施策

I. 【社内周知の徹底】

経営トップの安全に対する指針『安全最優先の原則』に則し、事故防止・健康関連など各種情報の周知徹底を図り、輸送の安全を確保する。

また、輸送の安全に関する社内の情報連絡体制を確立する。

II. 【社員モチベーション・コミュニケーションの向上】

社内・社外の表彰など各種奨励策を積極的に推進し、社員のモチベーションの向上に寄与させる。

また、現場管理者のコミュニケーション能力の向上を各種研修等により図る。

Ⅲ.【健康管理の徹底】

健康診断・SAS 対策・ストレスチェック等の確実な実施は基より、産業医等の意見を聞きながら、二次健康診断・各種精密検査への積極的な受診勧奨を図り、継続的に健康指導の徹底を推進する。
また、本人の体力・健康状態を再認識させ、自らの健康の保持増進の指導等、事業所の健康管理の徹底を実施する。

Ⅳ.【機器導入および人材育成等投資による事故防止】

安全性向上のため、IoT 機器および車載運転警報システムの導入を積極的に推進する。
また、安全意識・知識を高めるための外部機関主催講習・セミナーの活用を積極的に推進し、事故防止、安全運転指導などに活用する。

Ⅴ.【本社一元管理化による各種申請書類等の徹底】

許認可申請・届出報告や、各種書類の取付けを本社部門で一元管理し事業の許認可等、法令遵守の徹底を図る。

Ⅵ.【実態に合わせた教育の実施】

事故統計資料等に則し、事故実態にあわせた教育を実施し、事故抑制に活用する。

Ⅶ.【法令遵守の検証と実態把握】

事業所の業務実態を把握する為に本社部門の巡回と改善指導、内部監査、本社管理部による職場懇親会の実施による意見収集などを通じて実態把握に努め、改善活動に役立てる。

Ⅷ.【検証と改善】

経営トップは、マネジメントレビューによる継続的改善と安全重点施策の取組み状況を、数値化・標準化し効果検証を実施、進捗状況の把握や継続的改善に活用する。
また、1 年毎に見直しを実施する。

6. 輸送の安全に関する計画

Ⅰ.【社内周知の徹底】

- (1) 年度毎のグループ安全スローガン・ポスターを作成し、事業所掲示による周知・徹底を実施する。
- (2) 社内イントラ・メール・グループ広報誌等を通じ、『経営トップの声』として『安全最優先の原則』の全社周知・徹底を実施する。
- (3) 社内イントラ・メール・グループ広報誌等を通じ、事故情報（対内外）・健康管理に関する各種情報の全社周知・徹底を実施する。

- (4) 社内イントラに安全教育ツールを掲載し、事業所管理者の指導教材として活用する。
- (5) 月例安全会議の実施により、事業所管理者に対して、指導、各種情報提供、周知・徹底を実施する。
(安全統括管理者、各営業部長・事業所長出席)
- (6) 法改正に伴う本社制度の見直し、その全社周知・徹底を実施する。

Ⅱ.【社員モチベーション・コミュニケーションの向上】

- (1) 優良社員表彰の実施、事業所表彰、無事故評価手当の実施及び無事故インセンティブの再設計を検討する。
- (2) 運転者・管理者・経営陣に対する、行政関係機関への積極的な表彰・褒章の推薦を実施する。
- (3) 自動車運転免許取得支援制度による教習所受講費用の支援を実施する。
- (4) SBS ホールディングス主催のドライバーコンテスト、フォークリフトオペレーターコンテストに積極的に参加する。
- (5) SBS ホールディングス主催の現場リーダー及び管理職等の階層別研修に積極的に参加する。
- (6) 安全・品質を重視したドライバーのキャリアプランに基づく、人事制度の構築（指標の明確化）を検討する。

Ⅲ.【健康管理の徹底】

- (1) 定期健康診断の結果による産業医等からの保健指導および二次健診の受診勧奨を推進する。
- (2) 出庫前点呼時における血圧計測を含む健康管理表の提出を推進する。
- (3) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査実施と治療へ向けた各種施策を実施する。
- (4) 65 歳超の運転者選任にあたり、健康状態を中心とした各種資料の提出により、要件適用判断を図り、継続雇用の延長を実施する。
- (5) 全従業員に対して、ストレスチェックを実施し、本人の申し出による産業医との面談を実施する。

Ⅳ.【機器導入および人材育成等投資による事故防止】

- (1) 事故防止に向けて、IoT 機器および車載運転警報システム、AI ドラレコの導入を積極的に計画・実施する。
- (2) 出張による運転士の教育指導を外部委託により実施する。
また、SBS グループの姉崎教習所を積極的に活用し、本社運行管理部主動の教育指導メニューを構築・実施する。
- (3) セーフティドライバー（SD）指導員体制（マイスター制度）の構築を図り、SBS グループの姉崎教習所を積極的に活用し、本社運行管理部主動による指導員教育指導メニューを構築・実施する。

Ⅴ.【本社一元管理化による各種申請書類等の徹底】

- (1) 全運転者に対して運転記録証明書を取付け、免許証の有効確認や安全教育及び指導に活用する。
- (2) 行政に対する各種許認可申請と届出・報告について本社で管理・申請を実施し、適正な運行を遵

守する。

- (3) ETC カードの不正使用をさせないために管理担当者を選任し、不正使用の防止を徹底する。
- (4) 運行管理者基礎講習・一般講習・特別講習・整備管理者講習の受講や資格取得に関して本社管理による徹底を図る。

VI. 【実態に合わせた教育の実施】

- (1) SBS グループの姉崎教習所を積極的に活用し、本社運行管理部主動の教育指導メニューを構築・実施し、添乗指導員育成を図る。
- (2) 外部機関による安全品質等の研修を主要事業所で開催し、安全品質の改善を推進する。
また、SBS グループの姉崎教習所を積極的に活用し、本社運行管理部主動の教育指導メニューを構築・実施する。
- (3) ヒヤリハットシートの収集・分析と『なぜ・なぜ分析』による根本原因の特定、事故原因の態様別資料の作成、これら実態に合わせた事故防止に関する社内研修を実施し、事故抑制策とする。
- (4) ドラレコ・デジタコの施策（レッドカードに対する指導確認等）およびバック事故に特化した施策を実施する。

VII. 【法令遵守の検証と実態把握】

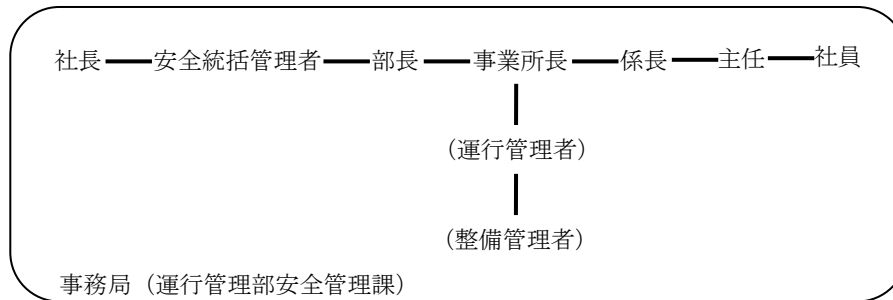
- (1) SBS ホールディングス監査部による内部監査を計画的に実施し、必要な是正措置・予防措置を講じる。
- (2) 社内の適正化推進チームによる事業所巡回及び指導を実施する。
(ロジコム社とロジコム関東社との適正な業務委託状況も確認事項として含め実施する。)
- (3) 外部機関の評価として、安全性優良事業所評価（Gマーク）申請による適正化機関の巡回指導を活用する。
- (4) 重大事故発生連絡体制の確認訓練を実施する。
- (5) 本社管理部門による職場懇談会の実施による意見収集と実態を把握する。
- (6) 行政推進要領による春（4月）と秋（9月）、年末の年始（12月～翌1月）交通安全運動期間に伴う交通安全運動実施とあわせ、安全パトロールを実施する。

VIII. 【検証と改善】

- (1) 重点施策及び計画実施の状況について進捗管理の一覧表を作成し、結果に対して4半期ごと数値管理の徹底を行い、結果に基づく検証を実施する。施策が有効に機能しているかを継続的に検証・改善を図る。
- (2) 巡回実施事項については、SBS ホールディングス監査部による遵法項目だけでなく、運輸安全マネジメントにおける実施項目の確認及び指導・周知を実施する。

7. 事故災害に関する報告連絡体制

当社では、下図の体制により事故・災害の発生を現場から経営層まで報告、事故・災害情報の共有および対応を図っております。



8. 輸送の安全に関する教育及び研修計画

- 1) 月例事故査定委員会兼事故防止委員会を実施する（労使による）。
- 2) 運行管理業務に関する社内研修を積極的に活用し、管理者の育成の一助とする。
- 3) 有資格者の育成・要員確保を推進するために運行管理者試験対策セミナーの受講を推進する。
- 4) 管理者に対する指導・監督を目的とする教育と運輸安全マネジメント制度に関する教育の受講を推進する。
- 5) 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、乗務員に対する指導を実施する。（国土交通省告示第 1366 号）
 - ① 選任運転者への一般的な指導
 - ② 特定運転者（事故惹起運転者・初任運転者・適齢運転者）に対する特別な指導
- 6) 特定運転者（事故惹起運転者・初任運転者・適齢運転者）に対する適性診断を実施する。（自動車事故対策機構・国土交通省告示第 1366 号）※物損加害事故でも特定診断の受診を必須とする。
- 7) 定期的に『ナスバネット』の効率的活用による選任運転者に対する一般適性診断（自動車事故対策機構）を実施するとともに現場管理者の指導強化に活用、実施する。
- 8) 事故惹起者・事故惹起管理者に対する社内の安全研修、社内の認定添乗指導員（マイスター）による指導実施と事業所へ社外機関による出張研修の頻度を拡大する。
上記にあわせて、本社運行管理部の教育指導ができる体制づくりの準備期間とする。
- 9) 現場リーダーの強化・育成のための教育を実施する。
 - ・改善基準の遵守（拘束時間、休憩時間（連続運転時間）、休息期間、長時間勤務と過労防止）
 - ・健康管理研修、コンプライアンス研修の実施

10) SBS ホールディングス主催のエコ安全ドライブ研修（外部機関と協力）の開催と運転者の燃費自主管理による安全運行につながる省エネ運転を実施する。（予防措置）

11) 『事故防止対策』を継続的に実施する。

- ① 事業所における事故惹起者指導（対面・添乗）指導を経て乗務開始
- ② 運転マナー向上の為に安全巡視報告と「5S」・「輪止め」・「指差し呼称」
- ③ 事故態様別指導、点呼の標準化、健康管理の他、現行施策等々
- ④ 基本運転3原則『①指差し呼称②交差点二段階停止③下車確認』の励行

9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

2024 年度における安全管理体制の構築改善及び取組を確認（規程手順の適合性、適正運営・有効機能の確認）、実施する。（マネジメントレビュー／内部監査）

2018 年度に国土交通省による『運輸安全マネジメントの評価（1 回目）』【SBS ロジコム関東】を受け、見直し・改善がなされているとの評価を頂き、【SBS ロジコム】も含め、更なる取組としてバック事故の削減と現場管理者の管理能力向上に注力する。

10. 輸送の安全に関する実績額

車両安全装備・安全機器 (デジタコ・ドラレコ・バックソナー・アルコールチェッカー等)	1,379,200 円
無事故運転手・事業所表彰等	9,819,560 円
安全指導 (適性診断受診料・運転記録証明・e-ラーニング・各種講習費用等)	2,426,880 円
2024 年度合計	13,625,640 円

